

平成26年12月1日  
文部科学省・厚生労働省

## 放課後子ども総合プランQ&A（ポイント）

### 【放課後子ども総合プランについて】

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備を推進するため、放課後子ども総合プランを平成26年7月31日に策定・公表し、地方自治体に文部科学省と厚生労働省から連名で通知を发出。

平成31年度末までに放課後児童クラブと放課後子供教室を全小学校区（2万か所）で一体的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体型として実施することを目指す。

なお、平成26年11月28日に次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針を告示し、放課後子ども総合プランに係る記載を各自治体に依頼。

### ○放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型とはどのようなものか

一体型とは、放課後児童クラブと放課後子供教室の児童が、同一の小学校内等の活動場所において、放課後子供教室開催時に共通のプログラムに参加できるものをいう。なお、放課後子供教室を毎日開催する必要はない。

例えば、一方が小学校内で実施しており、他方の活動場所が、当該小学校に隣接（通りを挟んだ向かい側等を含む）している場合、児童自身での移動を安全に行うことが可能であって、放課後子供教室開催時に一緒に活動できるものも一体型とする。

### 【参考：連携型について】

連携型：放課後児童クラブと放課後子供教室の活動場所の少なくとも一方が小学校内等以外の場所にあつて、放課後子供教室が実施する共通のプログラムに、放課後児童クラブの児童が参加することをいう。

その他、同じ学校区にあるが、現在、連携していない、又はどちらか一方しか存在しないケースもあり、今後、関係者間の協議を行うなどして、将来的には一体型・連携型に発展していくものもある。

### ○一体型としてプログラムを実施する場合、何回程度、共通のプログラムを実施すればよいのか。

- ① 平成26年7月の通知では、例示として週1～2日と記載したところであり、原則として週1～2日程度（年間35～70日程度）は実施していただきたいと考えている。
- ② しかしながら、開設初年度から週1～2日程度を実施することが困難である場合には、月1回程度の実施でも一体型としてカウントすることも可能である。

○次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）に基づく市町村行動計画の記載について、具体的にどのように記載すればよいのか。

- ① 原則として、全ての事項について記載していただくとともに、具体的には以下の内容を記載していただくことを想定している。
- ・放課後児童クラブ及び一体型の目標事業量については、数値目標を記載。
  - ・放課後子供教室の整備計画については、定性的な表現でも可。
  - ・一体的又は連携の具体的方策や余裕教室の活用方策、行政部局の連携方策等については、定性的な表現で記載。
- ② また、一体型箇所数の数値目標については、地方自治体が一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室として認識している箇所（放課後児童健全育成事業及び学校・家庭・地域の連携協力推進事業の補助金を活用せずに、自治体の独自予算にて実施している取組）を含めて、数として記載することも可能である。

なお、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画の記載例は以下のとおり。参考にしていきたい。（・は記載例）

#### <市町村行動計画に盛り込むべき内容>

- (1) 放課後児童クラブの平成 31 年度に達成されるべき目標事業量

〔 放課後児童クラブについては、平成 27 年度～平成 31 年度の各年度における量の見込み並びに実施しようとする提供体制の確保の内容及びその実施時期を記載 〕

- ・平成 31 年度までに、全小学校区の○%に整備することを目指す。
- ・平成〇〇年度までに、○%を小学校内で実施することを目指す。 等

- (2) 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の平成 31 年度に達成されるべき目標事業量

- ・平成 31 年度までに、〇〇カ所整備することを目指す。 等

- (3) 放課後子供教室の平成 31 年度までの整備計画

- ・平成 31 年度までに、市内全小学校区に整備することを目指す。
- ・平成〇〇年度までに、全小学校区の○%に整備することを目指す。
- ・希望する学校区を調査、把握し、実施に向けて計画的な整備を推進。 等

- (4) 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策

- ・共通プログラムの企画段階から、放課後児童クラブの支援員と放課後子供教室のコーディネーターが連携してプログラムの内容・実施日等を検討できるよう、学校区毎の定期的な打合せの場を設ける。
- ・連携型の場合の共通プログラムを実施する場合は、プログラム終了後に安全に児童が移動できるよう、ボランティアを配置する。 等

- (5) 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用に関する具体的な方策

- ・運営委員会等において、余裕教室の活用状況等について、定期的に協議を行い、使用計画を決定・公表する。

- ・事業の実施主体である教育委員会と福祉部局の担当者が個別に各小学校を訪問し、学校関係者と話し合う機会を持ち、放課後子ども総合プランの必要性、意義等について説明を行い、理解を促す。
- ・放課後子供教室実施日には、特別教室、体育館、校庭、図書室等の一時利用を促進する。 等

(6)放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

- ・放課後活動の実施にあたっての責任体制を文書化するなど明確化する。
- ・総合教育会議を活用し、総合的な放課後対策について協議を行う。

(7)地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組 等

- ・平成 31 年度までに、開所時間延長支援事業をすべての放課後児童クラブで実施することを目指す。 等

※(4)～(7)については、まとめて記載でも可。

○次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画について記載ができなかった場合は補助の対象とならないのか。

- ① 次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画については、策定が任意となっているところであるが、放課後子ども総合プランに基づき、原則として、市町村行動計画に記載していただくこととしている。
- ② その際、市町村行動計画の策定を補助要件化するかについては、少なくとも新たに検討している一体型の支援策については要件とする方向で検討している。
- ③市町村行動計画を策定しない又は年度内に策定できないなどの場合には、個別に文部科学省及び厚生労働省にご相談いただきたい。